

要求水準書に関する質問回答

No.	資料名	該当場所					質問	回答	
		頁	章	項					タイトル
1	要求水準書	2	1	1	1-5		事業概要	特別目的会社の登記上の住所は本施設を可として頂けないでしょうか。不可の場合、本施設外に住所を設けるための事務所等を構えることで費用が増加します。	特別目的会社の登記上の住所を本施設内とすることはできません。
2	要求水準書	2	1	1	1-7		立地条件	事業者が未利用用地を事業用地として使用した場合、入札説明書別紙2の1.(4)に記載の「未利用用地使用料」を貴局に支払う必要があるのでしょうか。	入札説明書に関する質問回答No.10の回答を参照ください。
3	要求水準書	8	1	2	2-3	2-3-2	公営企業局の業務範囲	本事業は、既存の施設内に固形燃料化施設を建設するものでありますが、固形燃料化施設そのものの事業実施に対する住民対策として、公営企業局としてどのようなものを具体的に実施されるご予定かご教示いただければと思います。	固形燃料化事業に関する建設事業外の対応を行います。具体的には脱水汚泥の搬入に関すること等が挙げられます。
4	要求水準書	9	1	2	2-3	2-3-4	基本処理フローと対象施設	既設受入棟(建屋)及びケーキ貯留槽について、維持管理・運営を事業者側で実施する前提で、緊急時や定期修繕時等の汚泥貯留用として活用(改造)してもよろしいでしょうか。	事業者の事業範囲に含め、事業期間中において、事業者の責任と費用で改築及び維持管理・運営を行う場合は、活用可能とします。
5	要求水準書	9	1	2	2-3	2-3-4	基本処理フロート対象施設	本事業では、ケーキ圧送ポンプ設備の維持管理は公営企業が行うこととなっております。圧送状態が一定に保たれることが性能達成に影響すると思います。圧送状態が一定に保たれなかった場合のリスク分担の考え方について、ご教示いただければと思います。	ケーキ圧送ポンプの圧送状態の異常により、固形燃料化施設に影響が及ぶ場合は公営企業局のリスクになります。
6	要求水準書	9	1	2	2-3	2-3-4	図1-2 基本処理フローと対象施設範囲	ケーキ圧送ポンプの改築を行う場合、ポンプ(脱水機)の停止可能期間はどの程度確保頂けるでしょうか。	既存脱水機及びケーキ圧送ポンプは3系列ありますが、1系列ごとに改築を行うことが可能です。
7	要求水準書	9	1	2	2-3	2-3-4	図1-2 基本処理フローと対象施設範囲	ケーキ圧送ポンプの吐出先に電動弁や手動弁開閉リミットスイッチ、滑剤注入装置を追加した場合、これらの制御・電源供給は事業者の所掌でしょうか。	圧送ポンプの吐出先に設置が必要な弁類や滑剤注入装置の設置は事業者で整備し、必要な電源および制御整備は公営企業局の所掌です。なお、運転制御については、事業者提案のうえ、公営企業局が実施します。
8	要求水準書	9	1	2	2-3	2-3-4	図1-2 基本処理フローと対象施設範囲	消化設備(市所掌)の熱交換器ー加温ボイラ間にある分岐バルブは、事業者にて設置でしょうか。または既にあるバルブの流用でしょうか。	分岐バルブは、必要に応じて事業者にて設置してください。
9	要求水準書	9	1	2	2-3	2-3-4	(6) 整備範囲	場内整備の例として管理用道路、緑地帯等と記載されております。管理用道路の管理範囲をご教示下さい。緑地帯については事業用地および未利用用地のうち本事業で使用する範囲と考えて宜しいでしょうか。	本事業での工事箇所が対象になります。
10	要求水準書	10	1	2	2-3	2-3-4	表1-4 設計・建設と維持管理・運営の対象施設	「注4)環境対策及び機器の保全や作業上必要となる設備は屋内設置とする。」とありますが、想定されている機器・設備をご教示ください。	電気設備、臭気・騒音・振動・粉塵等が発生する設備が想定の対象です。
11	要求水準書	10	1	2	2-3	2-3-4	表1-4 注4 屋内範囲	「注4)環境対策及び機器の保全や作業環境上必要となる設備は屋内設置とする」との記載は、令和3年7月16日付公表の要求水準書(案)に関する質問回答No.72,73のとおり、建屋の有無は事業者の判断によるものとし、すべての施設を屋内にする必要はないと理解しておりますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書に関する質問回答

No.	資料名	該当場所					質問	回答	
		頁	章	項					タイトル
12	要求水準書	11	1	2	2-4	2-4-2	計画処理量	計画年間最大処理量25,258t(=計画日最大処理量69.2t×365日)と最小年間供給量20,000tの最大・最小値は示されていますが、維持管理費を積算する前提の年間汚泥処理量は、計画年間最大処理量25,258tであると理解しましたが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	要求水準書	11	1	2	2-4	2-4-2	計画処理量	令和3年7月16日付公表の要求水準書(案)に関する質問回答No.18において、「計画日最大処理量69.2t/日を超える供給はないものと理解してよいか?」という質疑に対し、「...供給汚泥量は他浄化センターの貯留・運搬に起因する日変動があるため、受入・貯留設備容量決定には最大/平均変動を考慮下さい。」との記載がございます。要求水準書別紙1の表1～表4は各処理場の脱水汚泥性状表であり、発生汚泥量の把握をしかねるため、H27年～H31年における日毎(または月毎)の汚泥発生量ならびに外部搬出量(堆肥化・セメント化・埋立処分量)の最大・最小・平均を開示いただきたく願います。日変動(または月変動)を考慮した設計とする上で、参考といたしたいと思います。	資料閲覧申込書を提出のうえ、既存資料の閲覧をしてください。
14	要求水準書	13	1	2	2-5	2-5-2 (1)	一次電源供給	既設側に配置する機器(二次処理水、消化ガス供給ブロワ等)は、提案によっては既設CCから電源供給することが可能でしょうか。	既設CCからの電源供給は不可です。
15	要求水準書	13	1	2	2-5	2-5-3	監視制御	公営企業局側既設設備との信号取り合い先(案)は用水設備RY及び汚泥脱水(1)(2)RYが想定されますが、各盤の設置場所をご教示下さい。	資料閲覧申込書を提出のうえ、既存資料の閲覧をしてください。
16	要求水準書	13	1	2	2-5	2-5-3	監視制御	脱水汚泥、再生水、消化ガスの引き込み、各種排水の送水に必要な信号取り合いに必要な既存電気設備の機能増設は事業者提案に基づき公営企業局が実施するとありますが、貴局において実施される内容は要求水準書P14図表のシステム構成図に記載の対象個所であり、その他の業務内容は本事業範囲内であるという認識です。その理解でよろしいでしょうか。	事業者提案により、要求水準書に記載していない既設設備の機能増設が必要となる場合には、その必要性に合理的な理由が認められるものに限り公営企業局の事業範囲とします。
17	要求水準書	14	1	2	2-5	2-5-4	用水	砂ろ過水及び2次処理水の責任分界点の詳細が別紙図7及び別紙図8を参照するだけでは把握しかねます。ポンプ室内機器配置図・配管図等、具体的な資料を別紙に添付・明示願います。	資料閲覧申込書を提出のうえ、既存資料の閲覧をしてください。
18	要求水準書	15	1	2	2-5	2-5-4	表1-7 水質 砂ろ過水	試料提供可との記載がございますが、資料の提供に際し、どのように手続きをしたらよろしいでしょうか。	入札説明書等に関する質問(第1回)の回答公表と合わせて、別途「試料供与申請書」を公表します。必要事項を記入のうえ、電子メールの添付ファイルとして、入札説明書第9の問合せ先に送信し、送信後、電話により着信を確認してください。
19	要求水準書	15	1	2	2-5	2-5-4	表1-8 水質 二次処理水	試料提供可との記載がございますが、資料の提供に際し、どのように手続きをしたらよろしいでしょうか。	No.18の回答を参照ください。
20	要求水準書	15	1	2	2-5	2-5-5	燃料	本事業では、供給される消化ガスの質・量の変動が問題となり得ます。消化ガスの質・量が一定以下であった場合のリスク分担の考え方について、ご教示いただければと思います。	要求水準書の別紙1-3を参照ください。

要求水準書に関する質問回答

No.	資料名	該当場所					質問	回答		
		頁	章	項					タイトル	
21	要求水準書	16	1	2	2-5	2-5-6	排水	排水の責任分界点の詳細が別紙図9及び図10を参照するだけでは把握しかねます。 人孔のマンホール構造、埋設レベルがわかる配管図等、具体的な資料を別紙に添付・明示願います。 また、自然流下可能か判断するために、燃料化設備～人孔周辺の埋設状況(電気・用水等)の分かる図面も添付・明示願います。	資料閲覧申込書を提出のうえ、既存資料の閲覧をしてください。	
22	要求水準書	18	1	2	2-6	2-6-3	関連仕様書等	ここでいう「最新版」とは、入札日若しくは契約日時点での最新版と理解しますがよろしいでしょうか。また入札日、契約日どちらかお考えがあるでしょうか。	入札時の最新版とします。	
23	要求水準書	21	1	2	2-7	2-7-3	土質条件等	実施方針に関する質問回答に基づき、事業者は実施設計に先立ち自己の負担で地盤調査を行います。その調査で確認された地盤状況が、別紙「3. 土質調査資料」と差異があり基礎の計画に影響した場合、請負代金の額の変更対象となると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
24	要求水準書	22	2	1	1-1	(5)	設計業務体制	「担当技術者として、土木、建築、建築設備、機械、電気の各担当者をそれぞれ配置すること」とありますが、必要に応じた「関係法令等に定める資格」を満たしていれば、それぞれの業種を兼任することは可能、との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。	
25	要求水準書	23	2	1	1-2	(3)	工事監理	ここでいう「工事監理」とは建築基準法・建築士法でいう工事監理を指し、建築物を対象とするものと考えてよろしいでしょうか。	建築物も含めた全工事が対象です。	
26	要求水準書	24	2	1	1-2	(6)	請負代金内訳書	入札説明書別紙3「2. 設計・建設段階のモニタリング」(3)設計業務完了時の記載事項と照合すると、設計完成検査では、数量計算書まで作成のうえ受検し、その後の工事着手前までに請負代金内訳書を提出するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
27	要求水準書	25	2	1	1-2	(10)	建設に関する一般事項	本施設の建設、試運転に必要な電力等は、事業者の負担となっております。本事業は、既存の浄化施設内に建設するものでありますので、引渡しまでのユーティリティは、公営企業局側にお手続きいただいた方が簡便かと思いますが如何でしょうか。	原文のままとします。	
28	要求水準書	27	2	2	2-1	2-1-2	(11) ⑦	配置計画	固形燃料施設のうち、主要設備を屋外設置する場合、通路や外部に見学者用の窓等の設置は不要であると理解します。その場合、見学者が安全に且つ見やすい配置計画とすることでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	要求水準書	27	2	2	2-1	2-1-2	(14)	基礎	「基礎は良質な地盤に支持させ」とありますが、経済性や施工性を考慮し、機器の重量や重要度等に応じて、直接基礎・杭基礎・地盤改良などを選定することができるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	要求水準書	28	2	2	2-1	2-1-2	(17) ③	計量機器	要求水準書p.50「(11)環境項目に関する事項」の常時監視項目にはCOも含まれていますが、COの常時監視も必要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書に関する質問回答

No.	資料名	該当場所					質問	回答	
		頁	章	項		タイトル			
31	要求水準書	29	2	2	2-2	(1)	ケーキ圧送ポンプ設備	既設ポンプの改築要否を判断するために、夏季及び冬季のポンプ吐出圧力(最大・平均)を明示願います。(ポンプは汚泥性状・温度により搬送能力が変わるため、提示仕様・配管径からでは流用可否を判断することができません。)	ケーキ圧送ポンプの吐出圧力変動幅は、令和2年度実績で、No.1,2ケーキ圧送ポンプは1.2～1.4MPa、No.3ケーキ圧送ポンプは1.7～2.1MPaになります。
32	要求水準書	29	2	2	2-2	(1)	ケーキ圧送ポンプ設備	配管分岐場所を確認するために汚泥ポンプ～焼却設備までの機器配置(平断面図)及び配管図も別紙として添付願います。	資料閲覧申込書を提出のうえ、既存資料の閲覧をしてください。
33	要求水準書	29	2	2	2-2	(1)	ケーキ圧送ポンプ設備	ケーキ圧送ポンプの改築(更新)を行った場合、納入する予備品は事業者提案によるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	要求水準書	34	2	2	2-3		電気設備に関する要求水準	下記既設資料をご提供いただけませんか。 ・接地極埋設図 ・接地系統図 ・ケーブル埋設図 ・単線結線図 ・短絡容量計算書 ・高調波流出計算書 ・B種接地抵抗計算書	資料閲覧申込書を提出のうえ、既存資料の閲覧をしてください。なお、ケーブル埋設図およびB種接地抵抗計算書はありません。
35	要求水準書	36	2	2	2-4	(1)	耐震性能	「建築物の耐震設計にあたっては…(省略)…、また想定される大規模な地震に対しては「官庁施設の…、平成18年版…」に準拠し」との記載があります。同図書は平成18年版は発行されておらず、平成8年版が存在しますが、耐震設計に関しては、最新版の令和3年版に準拠する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説、令和3年版、(社)公共建築協会」に準拠してください。
36	要求水準書	36	2	2	2-4	(5)	放送・電話設備	電気室・機械室等の規模が小さい場合や作業人員が少ない場合などは、放送設備や内線電話を使用せず、携帯電話にて代替可能です。放送設備及び内線電話は必要に応じて設置することによろしいでしょうか。緊急時には既設中央監視室や公営企業局との連絡体制がスムーズに取れるようにし、消防法で必要な設備は設置します。	ご理解のとおりです。
37	要求水準書	36	2	2	2-4	(5)	建築付帯設備	自動火災報知設備を含む消防設備は、消防法の設置基準(建築物の種類・規模・収容人員など)に基づき、設置の有無を判断できるものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問回答No.101の回答を参照ください。
38	要求水準書	37	2	2	2-5	(2)	土木基礎および土木構造物	実施方針時の質疑回答において、洪水時の浸水深さは現在策定中との回答を頂きました。入札額にも影響するため、現時点においては各社における諸条件を一定とすべく、浸水深さを一律0.7mとして計画する前提としてよろしいでしょうか。	浸水深さは0.4mとして計画してください。要求水準書を修正します。
39	要求水準書	37	2	2	2-5	(3)	浸水防除	「土木施設は風雨に対し厳に浸水防止に適した構造とし…」とありますが、構造形の分類上のⅢ類となる版状構造物は、建築物とは異なり屋外に設置されるため、風雨にはさらされます。この規定はⅠ類(水槽構造物)、Ⅱ類(地中埋設線状構造物)、Ⅳ類(複合構造物)に分類される構造物に対する漏水対策を意図しているものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書に関する質問回答

No.	資料名	該当場所					質問	回答	
		頁	章	項					タイトル
40	要求水準書	37	2	2	2-5	(4)	RC造の水槽及び水路	本項目は、コンクリート二次製品の場合には、「腐食性環境箇所には対応できる製品を用いること、組立式の場合は、継目等からの漏水の発生を防止すること」と読み替えできるものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	要求水準書	37	2	2	2-5	(6)	配管廊または配管スペース	配管トラフまたは配管ラックも該当するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	要求水準書	39	2	3	3-3	⑦	総合試運転	「性能試験を含め、3か月以上を確保する」との記載がありますが、ここで示されている総合試運転の開始はどの作業からを想定されておりますでしょうか。 「総合試運転の手引きでは、総合試運転の範囲を「ならし運転から各種総合試運転、研修(運転説明会)」までとされており、単体試験などは含まれておりません。	総合試運転には、「現場試験」「単体試験」「組み合わせ試験」を含みません。
43	要求水準書	39	2	3	3-3	⑦	総合試運転	「性能試験を含め、3か月以上を確保する」との記載がありますが、「総合試運転の手引き」p28において、今回対象設備は「焼却設備・溶融設」に位置付けられ、総合試運転期間は「15日間」となっております。今回の事業範囲は固形燃料化設備が中心であるため、受注者の工夫により、単体試験から計上した試運転期間を3か月以下に短縮し、事業費を低減することも可能であると考えますので、ご配慮願います。	原文のままとします。
44	要求水準書	47	3	2	2-2	(1)	固形燃料化物の買取、有効利用業務	なお書き以下に、「・・・西部浄化センター内トラックスケールで計量した時点で、・・・」との記載がございますが、西部浄化センター内の既設トラックスケールを固形燃料化物の計量用に使用することは可能でしょうか。それとも、要求水準書P27(17)計量機器に記載の「燃料化物の売買量を計測するため、台貫設備を設けること」に従い、事業者側で新設したトラックスケールでの計量しか認められないということでしょうか。	本事業において台貫設備を設置します。
45	要求水準書	47	3	2	2-2	(2)	副生物・廃棄物の処分	令和3年7月16日付公表の実施方針に関する質問回答No.37において、副生物の産廃処分を行う場合には、「排出事業者は公営企業局、外部搬出に要する費用の負担は事業者となります。」との回答をいただきました。現状、貴局が取引されている脱水汚泥の外部搬出の実績先と取引を継続することで、円滑に有効利用を行うことが可能と思えます。よって、現状の外部搬出先との間での輸送・処分費の実績をご教示いただけないでしょうか。	現在の外部搬出実績に関しては、公表する予定はありません。
46	要求水準書	47	3	2	2-2	(2)	副生物・廃棄物の処分	上記No.45の貴局の対応が難しい場合、事業者が確保した外部搬出先と貴局との間で契約締結を行っていただく必要がございますのでご承知おきいただきたくお願いいたします。	排出事業者は公営企業局になりますが、外部搬出先の確保は事業者で行ってください。
47	要求水準書 別紙	1		1	1-1		脱水汚泥受入れ変動比	「焼却施設受入量 月最大/年平均」の数値について、本値を算出した根拠となる資料及び計算方法を開示いただきたくお願いいたします。どこに記載された数値を参照し、計算されているのか把握しかねるため、お伺いしております。	月ごとの焼却炉受け入れ実績量を要求水準書の別紙に追加します。

要求水準書に関する質問回答

No.	資料名	該当場所					質問	回答	
		頁	章	項		タイトル			
48	要求水準書 別紙	1		1	1-1		脱水汚泥受入れ変動比	令和3年7月16日付公表の要求水準書(案)に対する質問回答No.138にて、「日変動は、入札説明書等公表時に示します。」との回答をいただきましたが、要求水準書に記載がございませんでした。日変動につきご教示いただきたくお願いします。	要求水準書P.11の「日最大搬入回数」等を考慮してください。
49	要求水準書 別紙	5		1	1-2	表6	水分変動幅	脱水汚泥性状で含水率最大88.3とあるが、脱水機の整備/更新時の一時的な数値と理解しますがよろしいでしょうか。また、ダンプ搬出や機械・設備に支障がでるほどの汚泥性状に関しては、貴市で性状改善対応いただくことで理解してよろしいでしょうか。	第1文は、誤記のため要求水準書を修正します。 第2文は、ご理解のとおりです。
50	要求水準書 別紙	10		2	2-2	図4	脱水処理フローシート	機器No.14のケーキ貯留ホッパはP9の全体配置図の「貯留ホッパ(既設)」でしょうか	フローシート記載のケーキ貯留ホッパは、全体配置図の「貯留ホッパ(既設)」とは別の機器です。
51	要求水準書 別紙	11		2	2-3	図5	脱水機用ケーキ圧送ポンプ位置図	既設ケーキ圧送ポンプの配管ルートが分かる配置平断面図、管路配管図、アイソメ図のご提示をお願いします。	資料閲覧申込書を提出のうえ、既存資料の閲覧をしてください。
52	要求水準書 別紙	12		2	2-4	図6	上水系統図	配管口径、バルブ位置、配管高さが分かる資料のご提示をお願いします。	資料閲覧申込書を提出のうえ、既存資料の閲覧をしてください。
53	要求水準書 別紙	13		2	2-5	図7	砂ろ過水系統図	配管口径、バルブ位置、配管高さが分かる資料のご提示をお願いします。	資料閲覧申込書を提出のうえ、既存資料の閲覧をしてください。
54	要求水準書 別紙	14		2	2-6	図8	二次処理水系統図	配管口径、バルブ位置、配管高さが分かる資料のご提示をお願いします。	資料閲覧申込書を提出のうえ、既存資料の閲覧をしてください。
55	要求水準書 別紙	15		2	2-7	図9	排水系統図	配管口径、バルブ位置、配管高さが分かる資料のご提示をお願いします。	資料閲覧申込書を提出のうえ、既存資料の閲覧をしてください。
56	要求水準書 別紙	15		2	2-7	図9	排水先	資料記載の排水先人孔が2か所記載されておりますが、現地調査にてこちらの排水先よりも事業用地に近い接続先が発見された場合は、接続可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	要求水準書 別紙	20		2	2-9	図14	消化汚泥熱交換機位置図	消化ガス配管の記載された平面図、断面図のご提示をお願いします。	資料閲覧申込書を提出のうえ、既存資料の閲覧をしてください。
58	要求水準書 別紙	20		2	2-9	図14	消化汚泥熱交換機位置図	温水配管の記載された平面図、断面図のご提示をお願いします。	資料閲覧申込書を提出のうえ、既存資料の閲覧をしてください。